平成 25 年度第 1 期工事定期監査の結果に基づき講じた措置等(都市計画総局,みなと総局,水道局,交通局) 水道局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
ア 道路バリアフリー化の設計		
本市では,すべての人にとって使いやすい道路と	平成25年9月24日から9月27日にかけ	措置済
なるよう「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」	て各所属で研修を行い、「神戸市バリアフリ	
を策定し、様々な道路整備に適用しており、視覚障	ー道路整備マニュアル」の趣旨を理解し,	
がい者の安全性・利便性の向上を図るために視覚障	適切に設計・施工を行うように周知徹底し	
がい者誘導用ブロックの色彩や設置方法などを規定	た。	
している。	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に,マニュ	
マニュアルによれば、道路のバリアフリー化を推	アルの遵守について, 文書にて職員へ周知	
進するため、マニュアルを可能な限り積極的に適用	徹底した。	
し、道路管理者以外の事業者が実施する事業であっ	その後、設計者及び監督員を対象とした	
ても同様であり、その場合は特に統一的な運用が図	バリアフリーに関する講習会を建設局道路	
られるよう留意しなければならないとされている。	部工務課に依頼し、平成25年12月12日と	
しかし、以下の経年化した水道管の取替え工事等	20日の2回実施した。	
において、舗装、街渠及び視覚障がい者誘導用ブロ	今後は,請負人が理解しやすいように,	
ックの復旧が行われた際に, 道路のバリアフリー化	平成26年1月起案分から「神戸市バリアフ	
の目的を果たしているとは言えない状況が見られ	リー道路整備マニュアル」の具体的な事例	
た。	を特記仕様書に追記した。	
全市的な道路のバリアフリー化を図るために、そ	なお,指摘箇所の補修についてはすべて	
の趣旨を十分理解しマニュアルに基づき適切に設	完了している。	
計・施工すべきである。	(指摘された中部センターは9月27日に,	
1) 交差点において視覚障がい者誘導用ブロックを	西部センターは9月26日に,北センターは	
復旧する際に、マニュアルに適合していなかった。	9月24日に所属内研修を実施。なお、補修	
(水道局中部センター)	については、中部センターは1月10日に,	
[No.45 中央(熊内町)配水管新設·取替工事]	西部センターは 12 月 17 日に、北センター	
(水道局西部センター)	は12月3日に完了)	
[No.48 須磨(白川台他)配水管新設取替工事]		
[No.58 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡		
復旧工事)西部地区]		
2) 歩道の横断部において,歩道舗装・車道舗装・		
街渠等の復旧にあわせて,ますの蓋を細目タイプ		
に取り換える必要があった。		
(水道局西部センター)		
[No.48 須磨(白川台他)配水管新設取替工事]		
(水道局事業部北センター)		
[No.55 北(鈴蘭台南町2丁目他)配水管取替工事]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
ア 足場の単価の誤り		
外部足場の積算においては,かけ払い費と賃料を	今回の積算の誤りについては、積算作業	措置済
それぞれ算出し合計することとしておりかけ払い	中における積算基準の適用を誤ったもので	
費・賃料共に、建築物の高さに応じた単価に、足場	ある。	
掛面積を乗じて算出する。	再発防止対策として,平成25年8月28	
しかし、本工事では適切な単価を採用しなかった	日の建設係会議において, 基準の学習及び,	
ため、過小となっていた。	積算担当者と調査者による二重チェックの	
足場の条件を把握し、適切に積算すべきである。	一層の徹底を確認し, さらに, 平成 25 年 9	
(都市計画総局住宅部住宅整備課)	月26日の建設係会議において再確認を行い	
[No.19 本山第四住宅 3 号棟外壁改修工事]	徹底を図った。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
イ 工事資材数量の積算の誤り		
建築工事にかかる工事費の算出においては、鉄筋、	数量積算集計中に,一般鉄筋と開口補強	措置済
コンクリートなどの資材数量を求め、これらに単価	筋を別計上しているものとの思い込みから	
を乗じて積算する。また、鉄筋工事においては、材	二重に計上したものである。	
料費と加工組立費等に区分して工事費を算出する。	今回の指摘をうけて, 平成 25 年 8 月 28	
しかし、本工事では鉄筋の材料費は正しく計上さ	日の建設係会議において、再発防止対策と	
れていたが、鉄筋の加工組立費と運搬費の積算にお	して、積算チェックリストの作成活用、原	
いて、開口部を補強する鉄筋の数量を二重計上した	単位リストの作成,係内の設計図書調査者	
ため、過大となっていた。	による調査期間の確保等の取り決めを行	
工事積算における数量算出は正確に行うべきであ	い, さらに, 平成 25 年 9 月 26 日の建設係	
3.	会議において再確認を行い徹底を図った。	
(都市計画総局住宅部住宅整備課)		
[No.14 (仮称)からと住宅建設工事]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
ウ 間接工事費の対象額の算定		
   水道管の新設や取替えの工事については,「水道施	平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけ	措置済
設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」(厚生労働省)	て各所属で研修を行い、「水道施設整備費国	
に基づき積算されている。	庫補助事業に係る歩掛表」に基づき適切に	
同歩掛表によれば、間接工事費の率計算による部	積算するように周知徹底した。	
分について, その対象額を算出するにあたり, 「原則	あわせて今後は、間接工事費の金額を手	
として管材費(管及び弁類等の費用)のうち2分の	計算によっても算出し、手計算の結果と積	
1の金額については対象額に含めない」とされてい	算システムで算出された値を確認するよう	
<b>ి</b> పం	に、職員へ周知徹底した。	
しかし、以下の工事では対象額の算出の際に管材	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に,違算の	
費の取扱いを誤っていた。	根絶に努めるように、文書にて職員へ周知	
同歩掛表に基づき、適切に積算すべきである。	徹底した。	
① 管材費の全ての金額を対象額から除いていたた	(指摘された施設課では9月25日に, 配	
め,過小となっていたもの	水課では9月25日に所属内研修を実施)	
(水道局事業部施設課)		
[No.62 大容量送水管(奥平野工区)鋼管工事]		
② 管材費の全ての金額を対象額としていたため,		
過大となっていたもの		
(水道局事業部配水課)		
[No.50 垂水(塩屋町)配水管取替工事その2]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
ア 下請負人届の提出		
「神戸市(水道局)工事請負契約約款」によれば,	平成25年9月24日から9月27日にかけ	措置済
請負人は下請負人を決定したときは、直ちに本市に	て各所属で研修を行い、下請負人届を約款	
その商号又は名称その他必要な事項を通知しなけれ	に基づき提出させ、請負人を適切に指導す	
ばならないとされている。	るように周知徹底した。	
この規定に基づく下請負人届は、当初・変更・最	あわせて今後は、他の書類の提出時にあ	
終があり、工事中に下請負人の追加・変更などがあ	わせて下請負人届の確認も行うこと, 請負	
った場合には速やかに変更の届を提出することとさ	人に工事書類チェックリストを配布して執	
れている。	行管理を徹底させるとともに同チェックリ	
しかし、以下の工事では下請負人届が規定通りに	ストにより定期的に確認するように,職員	
提出されていなかった。	へ周知徹底した。	
約款に基づき提出するよう,請負人を適切に指導	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に工事書類	
すべきである。	の提出状況の確認について、文書にて職員	
① 下請負人が追加されていたが、その一部につい	へ周知徹底した。	
て変更の届が提出されていなかったもの	なお、工事中である「大容量送水管(奥	
(水道局事業部浄水管理センター)	平野工区)整備工事」については,平成 25	
[No.61 大容量送水管(奥平野工区)整備工事]	年8月30日に下請負人届の変更届を提出済	
② 最終の届に下請負人の追加が記載されていた	である。	
が,変更の届が提出されていなかったもの	(指摘された浄水管理センターは9月27日	
(水道局垂水センター)	に、垂水センターは9月25日に所属内研修	
[No.59 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡	を実施)	
復旧工事)垂水地区]		

#### 交通局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 契約		
イ その他請負契約約款の徹底		措置済
その他請負契約約款では、請負人は契約の履行に	1)については、請負人が業務責任者届を	
係る業務責任者を選任し、履行の管理等に当たらせ	提出することを失念していたこと、及び当	
なければならないとされている。	局担当者の確認不足が原因である。なお、	
しかし、本業務では契約の履行において、適切に	業務責任者届は 平成25年7月18日,請	
行われていない事例が一部見られた。	負人より受領した。	
契約約款を遵守し、請負人を適切に指導すべきで	2)については、請負人が一部の報告書で	
ある。	あれば下請負からの報告で良いと認識して	
1) 約款に基づいた業務責任者を選任していなかっ	いたこと, 及び当局担当者の認識不足が原	
た。	因である。	
2) 仕様書に基づく報告書等の一部が下請負人から	指摘を受け、すべての報告書を請負人が	
直接に発注者へ提出され、請負人による履行の管	確認の上、提出するよう指導した。	
理ができていなかった。	今後,同様の間違いが生じないように平	
(交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課)	成 25 年 8 月 29 日の係内会議で周知徹底を	
[No.93 自動出札関係装置保守]	図った。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ア 建設リサイクル法の通知		
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		
(建設リサイクル法)」第 11 条では,地方公共団体		
が発注する工事で、特定建設資材(コンクリート、		
アスファルト・コンクリート,木材)を使用若しく		
は排出する工事については、発注者が工事着手前に		
必要事項を都道府県知事(神戸市の場合は神戸市長)		
にその旨を通知しなければならないとされている。		
しかし,以下の工事では適正に通知されていなか		
った。		
法令を遵守し適正に処理すべきである。		
① 北区の配水池及びポンプ場築造に伴う電気計装	① (水道局)	措置済
設備工事において, コンクリートを使用していた	平成25年8月29日から9月27日にかけ	
にもかかわらず,通知されていなかったもの	て各所属で研修を行い、建設リサイクル法	
(水道局事業部施設課)	を遵守し、適正に通知するように周知徹底	
[No.73 新下谷上配水池及びポンプ場電気計装設備	した。	
工事]	あわせて今後は、請負人に工事書類チェ	
	ックリストを配布して執行管理を徹底させ	
	るとともに同チェックリストにより定期的	
	に確認するように、職員へ周知徹底した。	
	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に同内容に	
	ついて、文書にて職員へ周知徹底した。	
	なお, 平成 25 年 8 月 1 日に建設リサイク	
	ル法の通知を提出済である。	
	(指摘された施設課では8月29日に所属	
	内研修を実施)	

#### 都市計画総局, 水道局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ア 建設リサイクル法の通知		
② 兵庫区の市営住宅のエレベーター棟増築及び耐	② (都市計画総局)	措置済
震改修工事において、工事着手後に通知していた	解体工事とするところを増築工事と解釈	
<i>€</i> 0	したことが原因である。	
(都市計画総局住宅部住宅整備課)	再発防止対策としては、基準を正しく理解	
[No.17 大井住宅エレヘーター昇降路建設及び耐震改修	すること、チェックリストを活用して同様	
他工事]	の誤りをなくすことが重要なことから、平	
	成 25 年 8 月 28 日の建設係会議にて全員に	
	周知徹底を図り, さらに, 平成 25 年 9 月 26	
	日の建設係会議において再確認を行い同様	
	事項の再発を防止するよう徹底を図った。	
③ 垂水区の配水池の改良工事において,工事着手	③ (水道局)	措置済
後に通知していたもの	で成 25 年 8 月 29 日から 9 月 27 日にかけ	
(水道局事業部浄水管理センター)	   て各所属で研修を行い,建設リサイクル法	
[No.67 東垂水中層配水池改良工事]	   を遵守し,適正に通知するように周知徹底	
	した。	
	あわせて今後は、請負人に工事書類チェ	
	│ │ ックリストを配布して執行管理を徹底させ	
	   るとともに同チェックリストにより定期的	
	   に確認するように,職員へ周知徹底した。	
	さらに, 平成 25 年 10 月 21 日に同内容に	
	   ついて,文書にて職員へ周知徹底した。	
	(指摘された浄水管理センターでは9月	
	27 日に所属内研修を実施)	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
イ 施工体制台帳の提出		
「建設業法」では,請負人は施工体制台帳を整備	平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけ	措置済
しなければならないとされており、さらに「公共工	て各所属で研修を行い、施工体制台帳は建	
事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に	設業法に基づき適正かつ適切に書類を提出	
基づき、作成された施工体制台帳の写しを発注者へ	すべく請負人を指導するように周知徹底し	
提出しなければならないとされている。	た。	
しかし、本工事では施工体制台帳の写しの提出は	あわせて今後は、現場パトロール時等に	
されていたが、下請負人の一部について記載されて	定期的な確認を実施し不備があればすみや	
いなかった。また、下請負人届においても記載がな	かに業者指導すること、請負人に工事書類	
かった。	チェックリストを配布して執行管理を徹底	
法令等に基づき適正かつ適切に書類を提出するよ	させるとともに同チェックリストにより定	
う請負人を指導すべきである。	期的に確認するように、職員へ周知徹底し	
(水道局事業部北センター)	た。	
[No.55 北(鈴蘭台南町2丁目他)配水管取替工事]	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に工事書類	
	の提出状況の確認について, 文書にて担当	
	職員へ周知徹底した。	
	(指摘された北センターでは9月24日に	
	所属内研修を実施)	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ウ 道路上の貨物の積卸し		
「道路交通法」によれば、「道路標識等により駐車	敷地内に作業スペースが確保出来ないた	措置済
が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他	め、安易な判断により作業を行ったことが	
の道路の部分においては、駐車してはならない。た	原因である。	
だし、公安委員会の定めるところにより警察署長の	同様な条件の計画がある場合は,提出さ	
許可を受けたときはこの限りでない。」とされてい	れた仮設計画書の重要事項として, 請負業	
<b>ప</b> .	者に対し道路使用許可の有無を確認し、許	
しかし、本工事では貨物(エレベーター機器の重	可の必要な場合は手続きを徹底させること	
量物) の積卸しに際して、車載のクレーンを使用し	を平成 25 年 10 月 3 日の設備係会議におい	
て作業を行っていたが許可(道路使用許可)を受け	て周知徹底を図った。	
ていなかった。		
適正に手続を行うべきである。		
(都市計画総局住宅部住宅整備課)		
[No.29 松本住宅エレヘータ制御部改修工事]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
エ 指定路線における検定合格警備員の未配置		
工事で交通誘導員を設置する場合、「兵庫県公安委	平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけ	措置済
員会告示第139号」で指定する路線においては,「警	て各所属で研修を行い, 指定路線では検定	
備業法」第18条に基づく検定合格警備員の配置が義	合格警備員を配置するように周知徹底し	
務付けられている。	た。	
しかし、以下の工事では指定路線で交通誘導員の	あわせて今後は、工事着手前に指定路線	
設置が必要な工事を施工していたが、その一部で検	の確認を行い請負人へ適切に指導するよう	
定合格警備員が配置されていなかった。	に、職員へ周知徹底した。	
法令を遵守するよう、請負人を適切に指導すべき	また、指定路線を明示した図面を各事業	
である。	所及び本庁に配置した。	
(水道局西部センター)	(指摘された西部センターでは 9 月 26 日	
[No.58 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡	に,垂水センターでは9月25日に所属内研	
復旧工事)西部地区]	修を実施)	
(水道局垂水センター)		
[No.59 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡		
復旧工事)垂水地区]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
オ 工事実績情報の登録の遅延		
請負金額 500 万円以上の公共工事については,受	平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけ	措置済
注・変更・完成時に工事実績に関する情報を, (財)	て各所属で研修を行い,工事実績情報の登	
日本建設情報総合センターが運営する工事実績情報	録を確実に行うために請負人へ適切に指導	
システム (CORINS) に登録するよう「神戸市	するように周知徹底した。	
土木工事共通仕様書」に定められている。	あわせて今後は、請負人に神戸市土木工	
しかし、以下の工事では登録が大幅に遅れていた。	事共通仕様書の内容を遵守させること、請	
請負人を指導し適切に処理すべきである。	負人に工事書類チェックリストを配布して	
① 契約請書による工事のうち、登録すべき工事の	執行管理を徹底させるとともに同チェック	
登録が次年度に行われたもの	リストにより定期的に確認するように,職	
(水道局垂水センター)	員へ周知徹底した。	
[No.59 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡	さらに, 平成 25 年 10 月 21 日に工事書類	
復旧工事)垂水地区]	の提出状況の確認について, 文書にて職員	
② 工事契約後10日以内に登録すべき受注時の登録	へ周知徹底した。	
が遅れていたもの	(指摘された垂水センターでは9月25日	
(水道局中部センター)	に、中部センターでは9月27日に所属内研	
[No.47 中央(港島中町)配水管新設工事No.2]	修を実施)	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
カ 六価クロム溶出試験の未実施		
地盤改良等にセメント系固化材を使用する場合、	平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけ	措置済
条件によっては六価クロムが「土壌の汚染に係る環	て各所属で研修を行い、地盤改良等にセメ	
境基準」を超える濃度で溶出する可能性がある。そ	ント系固化材を使用する場合には六価クロ	
のため強い酸化力をもつ発癌性物質である六価クロ	ム溶出試験を実施するように周知徹底し	
ムについて、「セメント及びセメント系固化材を使用	た。	
した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」(国	あわせて今後は、セメント系の薬液を用	
土交通省)に基づき必要な試験を実施し、試験によ	いた薬液注入工法を使用する場合も、国土	
りその溶出量が環境基準以下であることを確認する	交通省の要領(案)に基づき、必要となる	
必要がある。	六価クロム溶出試験を行うように, 職員へ	
しかし、本工事では実施要領(案)で溶出試験対	周知徹底した。	
象工法と記載されているセメント系の薬液を用いた	(指摘された浄水管理センターでは9月27	
薬液注入工法を採用していたが、必要とされる六価	日に所属内研修を実施)	
クロム溶出試験を実施していなかった。		
必要な試験を適切に実施すべきである。		
(水道局事業部浄水管理センター)		
[No.61 大容量送水管(奥平野工区)整備工事]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
キ 工事の安全管理		
平成22年度は工事事故が多発していることから、	① (水道局)	措置済
平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工	平成25年9月24日から9月27日にかけ	
事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」	て各所属で研修を行い、必要な安全対策を	
が発令された。その後、各局による取り組みの効果	講じて事故の未然防止に努めるように周知	
などもあり、事故発生の沈静化をうけ平成 24 年 9 月	徹底した。	
10日に「宣言」が解除された。	あわせて今後は、工事安全連絡会議等で	
しかし、以下の事例は安全にかかる不徹底であり、	繰り返し安全教育を行うこと、工事の安全	
宣言は解除されたが引き続き必要な安全対策等を講	上問題があるものについては厳しく請負人	
じて事故の未然防止に努めるとともに, 請負人への	を指導すること,各事業所で適宜工事安全	
指導を厳重に行うべきである。	パトロールを実施すること、工事の安全対	
① 道路上の工事については、「道路工事現場におけ	策において不備が改善されない場合は現場	
る保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を	代理人の変更や工事中止も辞さない厳しい	
設置しなければならないが、不十分であったもの	姿勢で臨むこと, 工事現場における指摘事	
(水道局事業部北センター)	項は必ず工事打合簿を作成し工事中止や成	
[No.55 北(鈴蘭台南町2丁目他)配水管取替工事]	績評定の根拠とするように, 職員へ周知徹	
(水道局垂水センター)	底した。	
[No.59 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡復	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に同内容に	
旧工事)垂水地区]	ついて, 文書にて職員へ周知徹底した。	
(水道局西部センター)	平成 25 年 9 月 12 日には設計部署による	
[No.58 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡復	安全パトロールを,9月17日から26日にか	
旧工事)西部地区]	けて監督部署による全工事現場の安全パト	
	ロールを実施した。今後は、2か月に1回の	
	頻度で、センター間相互の工事安全パトロ	
	ールを実施するとともに、随時抜き打ちパ	
	トロールも実施していくこととした。	
	(指摘された北センターでは 9 月 24 日	
	に, 垂水センターでは9月25日に, 西部セ	
	ンターでは9月26日に所属内研修を実施。	
	なお、9月12日と12月9日に抜き打ちパト	
	ロールを実施済。)	

### みなと総局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
キ 工事の安全管理		
① 道路上の工事については、「道路工事現場におけ	① (みなと総局)	措置済
る保安施設等の設置基準」に基づき保安施設等を	本工事請負人に、事故防止や安全対策に	
設置しなければならないが,不十分であったもの	関する認識が低かったこと、また工事発注	
(みなと総局技術部工務第1課)	者としても、指導が不十分であったことが	
[No.39 ポートアイランド(第2期)南ふ頭道路照明設備工	原因である。	
事(その12)]	関係部署の監督員に対して,平成25年8	
	月 20 日に課長名で安全管理の周知を図り、	
	平成 25 年 9 月 20 日には「道路工事現場に	
	おける保安施設等の設置基準」及び「工事	
	事故防止対策」について,部長名の文書に	
	より周知徹底した。	
	さらに関係部署に対し、安全対策研修を	
	行った。(平成 25 年 9 月 20 日, 25 日)	
	本工事請負人に対しては,平成25年9月20	
	日に安全対策の遵守について、請負人へ文	
	書で注意するとともに、現場代理人と今後	
	の安全対策について文書で確認した。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
キ 工事の安全管理		
② 車両の通行を想定していない歩道において,	② (水道局)	措置済
事用車両を乗り入れて作業を行っており、舗装材	ず 平成 25 年 9 月 24 日から 9 月 27 日にかけ	
等が破損する可能性があったもの	て各所属で研修を行い、必要な安全対策を	
(水道局西部センター)	講じて事故の未然防止に努めるように周知	
[No.58 単価契約工事(土工事,管工事,道路掘削跡行	复 徹底した。	
旧工事)西部地区]	あわせて今後は,工事安全連絡会議等で	
	繰り返し安全教育を行うこと、工事の安全	
	上問題があるものについては厳しく請負人	
	を指導すること,各事業所で適宜工事安全	
	パトロールを実施すること, 工事の安全対	
	策において不備が改善されない場合は現場	
	代理人の変更や工事中止も辞さない厳しい	
	姿勢で臨むこと, 工事現場における指摘事	
	項は必ず工事打合簿を作成し工事中止や成	
	績評定の根拠とするように, 職員へ周知徹	
	底した。	
	さらに, 平成 25 年 10 月 21 日に同内容に	
	ついて,文書にて職員へ周知徹底した。	
	平成 25 年 9 月 12 日には設計部署による	
	安全パトロールを,9月17日から26日にか	
	けて監督部署による全工事現場の安全パト	
	ロールを実施した。今後は、2か月に1回の	
	頻度で、センター間相互の工事安全パトロ	
	ールを実施するとともに, 随時抜き打ちパ	
	トロールも実施していくこととした。	
	(指摘された西部センターでは9月26日	
	に所属内研修を実施。なお、9月12日と12	
	月9日に抜き打ちパトロールを実施済。)	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
キ 工事の安全管理		
	③ (都市計画総局) 請負人や作業員の安全管理に対する注意 不足,認識不足が原因である。 類似の違反を防止するため,請負業者に 対し平成 25 年 8 月 27 日付で住宅整備課発 注の工事中すべての現場代理人に対し文書 により安全対策の徹底を通知した。 また,職員に対しても平成 25 年 8 月 28 日の建設係会議にて全員に周知徹底を図 り,さらに,平成 25 年 9 月 26 日の建設係 会議において再確認を行い同様事項の再発 を防止するよう徹底を図った。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
キ 工事の安全管理		
④ 中央区の水道管の取替え工事において、管を吊	④ (水道局)	措置済
っているその下で配管作業をしていたもの	平成25年9月24日から9月27日にかけ	
(水道局中部センター)	て各所属で研修を行い、必要な安全対策を	
[No.45 中央(熊内町)配水管新設・取替工事]	講じて事故の未然防止に努めるように周知	
	徹底した。	
	あわせて今後は、工事安全連絡会議等で	
	繰り返し安全教育を行うこと、工事の安全	
	上問題があるものについては厳しく請負人	
	を指導すること,各事業所で適宜工事安全	
	パトロールを実施すること,工事の安全対	
	策において不備が改善されない場合は現場	
	代理人の変更や工事中止も辞さない厳しい	
	姿勢で臨むこと,工事現場における指摘事	
	項は必ず工事打合簿を作成し工事中止や成	
	績評定の根拠とするように,職員へ周知徹	
	底した。	
	さらに, 平成 25 年 10 月 21 日に同内容に	
	ついて、文書にて職員へ周知徹底した。	
	平成 25 年 9 月 12 日には設計部署による	
	安全パトロールを,9月17日から26日にか	
	けて監督部署による全工事現場の安全パト	
	ロールを実施した。今後は、2か月に1回の	
	頻度で、センター間相互の工事安全パトロ	
	ールを実施するとともに、随時抜き打ちパ	
	トロールも実施していくこととした。	
	(指摘された中部センターでは9月27日	
	に所属内研修を実施。なお、9月12日と12	
	月9日に抜き打ちパトロールを実施済。)	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
キ 工事の安全管理		
⑤ 枠組足場を設ける場合は「手すり先行工法に関	⑤ (都市計画総局)	措置済
するガイドライン」(厚生労働省)によることと定	請負人や作業員の安全管理に対する注意	
めているにもかかわらず,足場解体時において,	不足、認識不足が原因である。	
手すり先行工法によらず、安全手すりを残置しな	類似の違反を防止するため,請負業者に	
いまま解体作業が行われていたもの	対し平成 25 年 8 月 27 日付で住宅整備課発	
(都市計画総局住宅部住宅整備課)	注の工事中すべての現場代理人に対し文書	
[No.13 西大池住宅11~22号棟解体撤去及び敷地整	により安全対策の徹底を通知した。	
備工事]	また, 職員に対しても平成 25 年 8 月 28	
[No.20 押部谷住宅 21~25 号棟屋上防水改修工事]	日の建設係会議にて全員に周知徹底を図	
	り, さらに, 平成 25 年 9 月 26 日の建設係	
	会議において再確認を行い同様事項の再発	
	を防止するよう徹底を図った。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ク 事故の再発防止		
水道管を取替えた後、舗装復旧工事のため舗装の	平成25年9月24日から9月27日にかけ	措置済
取り壊し、ダンプトラックへの積み込み作業を行っ	て各所属で研修を行い、事故が発生した場	
ていたところ,歩道を通行していた歩行者が,設置	合には再発防止のための原因究明と対策の	
していたセイフティコーンとセイフティコーンの間	検討を行い、請負人への指導を徹底するよ	
を通り工事区域内に進入し、歩行者がけがを負うと	うに周知徹底した。	
いった事故が発生している。	あわせて今後は、請負人へ保安施設の設	
このような事故が発生する要因として、請負人が	置基準を理解させ確実に実施させること,	
行うべき安全管理が適切に行われていなかったこと	安全に対する意識を向上させるように,職	
が挙げられるが、監督担当課としても事故が生じた	員へ周知徹底した。	
現状を真摯に受け止め、再発防止のための原因の究	なお,本件については,①工事現場の保	
明とその対策の検討を行い,請負人への指導の徹底	安施設が不十分であったことが原因だった	
を図る必要がある。	ので、工事区域内に第三者が立ち入らない	
(水道局中部センター)	ようにコーンバーを設置し歩道と工事区域	
[No.45 中央(熊内町)配水管新設·取替工事]	を完全に分離するように、②交通誘導員の	
	連携が不十分であったことが原因だったの	
	で、交通誘導員の役割分担を明確にするよ	
	うに指導した。	
	(指摘された中部センターでは9月27日	
	に所属内研修を実施)	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
ケ 安全訓練の実施		
「神戸市土木工事共通仕様書」によれば,工事中	平成25年9月24日から9月27日にかけ	措置済
の安全対策の一環として、作業員全員の参加により	て各所属で研修を行い、安全訓練が適切に	
月当り,半日以上の時間を割り当て,定期的に安全	実施されていることを確認するように周知	
に関する研修や訓練を実施し、その実施状況を提出	徹底した。	
するよう定めている。	あわせて今後は、作業員全員を対象とし	
しかし、以下の工事では安全に関する研修や訓練	た安全訓練の実施の徹底を請負人へ指導す	
の実施状況に不十分なものが見られた。	ること, 工事途中においても安全訓練の実	
安全に関する研修や訓練は工事事故予防のための	施状況を確認するように、職員へ周知徹底	
重要な対策であることをふまえ、適切に実施されて	した。	
いることを確認し、必要に応じ請負人を指導すべき	(指摘された西部センターでは9月26日	
である。	に,垂水センターでは9月25日に,北セン	
(水道局西部センター)	ターでは9月24日に、浄水管理センターで	
[No.49 須磨(白川台)配水管更生工事]	は9月27日に所属内研修を実施)	
(水道局垂水センター)		
[No.50 垂水(塩屋町)配水管取替工事その 2]		
(水道局事業部北センター)		
[No.54 北(大池駅前)配水管移設工事その 2]		
(水道局事業部浄水管理センター)		
[No.64 鈴蘭台配水池耐震補強工事]		

### 交通局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5) 検査		
ア 報告書による履行検査		措置済
請負人は月毎に報告書を提出し、その都度履行検	1)については、点検したことを確認するチ	
査を行い、合格後、請負人の請求により「支出経過	ェック表に、すべての機器名の記載をして	
書」に基づいた金額を支払うこととしている。	いなかったため、一部機器の点検済みの記	
しかし、本業務では履行検査において、適切に行	載漏れを発見できなかったことが原因であ	
われていない事例が一部見られた。	<b>వ</b> 。	
仕様書に基づき適切に履行検査を行うべきであ	指摘を受け、履行確認時にすべての機器	
る。	の点検が確認できるチエック表を作成し	
1) 一部の機器において仕様書に基づいた「定期点	た。	
検記録表」が未作成であり、また「保守実績報告	2)については、納品の際に報告書を提出	
書」の定期点検の記載もなかったため、点検の実	することになっているにも関わらず、請負	
績が確認できなかった。	人が提出を失念してしまったこと、及び当	
2) 多機能型小型出札発行機のオーバーホールを行	局担当者の確認不足が原因である。	
っていたが,仕様書に基づいた報告書が提出され	なお,保守実績報告書は平成25年8月9	
ていなかった。	日に提出を受けた。	
(交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課)	今後、同様の間違いが生じないように平	
[No.93 自動出札関係装置保守]	成 25 年 8 月 29 日の係内会議で周知徹底を	
	図った。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(6) 維持管理		
ア 契約の時期		
消防用設備等の点検期間は、「消防法」及び「消防	平成 25 年 8 月 29 日の係会議において,	措置済
法施行規則」に基づいた「消防庁告示」によって定	設計積算・点検実施時期を明確にしたフロ	
められており、機器点検は6ヶ月、総合点検は1年	一図を追加作成し、設計要領として配布す	
である。	るとともに、設備の適正な維持管理を継続	
しかし、本業務では適正に契約は行われていたが、	していくことの重要性及び法令点検の適正	
契約締結日が遅かったため、すべての施設において	な実施について,職員へ周知徹底した。	
機器点検の点検期間の6ヶ月を超えていた。	今後は,現在備え付けている機器一覧デ	
法令に基づき適正に点検が行えるよう契約の時期	ータから, 次回の点検項目を明記するなど	
を見直すべきである。	の対応をすることによって、点検機器・点	
(水道局事業部施設課)	検項目の確認が比較的容易に行えるように	
[No.78 各所消防設備他点検整備(その 1)]	し、適正な時期(5月初旬迄)に契約を行え	
	るように設計・積算を行うこととした。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(6) 維持管理		
イ 消防用設備等の不具合箇所の処置		
「消防法」では消防用設備等について消火,避難	平成 25 年 9 月 2 日に防火管理者等を対象	措置済
その他の消防の活動のために必要とされる性能を有	として,中央消防署から講師を迎え,「防火	
するように, 政令で定める技術上の基準に従って,	管理者、若しくはそれに準ずる者の責務に	
設置し及び維持しなければならないとされており,	ついて」の研修を行うとともに, 各職場で	
いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を	周知徹底した。	
発揮するためにも、日頃の維持管理が非常に重要で	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に消防用設	
ある。また定期点検の結果において不具合箇所が見	備の作動状況の確認について, 文書にて職	
つかった場合は、各施設の管理者が維持管理の対応	員へ周知徹底した。	
を行っている。	また, これらの内容について, 人事異動	
しかし、本業務では請負人から各施設の管理者に	等で防火管理者等が変更しても周知徹底が	
対して不具合箇所の報告がされていたにもかかわら	継続できるように、毎年、年度当初での管	
ず、一部の施設において不具合箇所の修繕が行われ	理職会議でその責務を確認することとし	
ていなかった。	た。	
点検業務の結果に基づき修繕等を行い, 適切な維	なお、消防設備の修繕については、水道	
持管理を行うべきである。	局では保守点検中に発見された不具合箇所	
(水道局経営企画部庶務課)	の修繕を当該施工業者との特命随意契約を	
(水道局事業部業務課)	認めており、不具合報告があれば、保守点	
(水道局事業部施設課)	検業者からの見積書により速やかな契約・	
[No.78 各所消防設備他点検整備(その 1)]	修繕が可能となっている。こうした対応に	
	ついて、小修繕業者リストに当該年度の保	
	守点検業者を記載するように周知徹底し	
	た。	
	指摘のあった不具合箇所の処置について	
	は, 平成 25 年 9 月 18 日までにすべて完了	
	した。	

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見·要望		
ア 高層住宅での落下物防止措置(計画)		
本市では、高層の市営住宅でのバルコニー等から	本住宅の落下防止対策として,①バルコ	措置済
の落下物による歩行者の事故を防ぐため、落下物防	ニー手すり及び手すり壁上部に約30cmの柵	
護庇を設けるか、又は人の立入りを防ぐように植栽	を設置する。②バルコニーアルミ手すりの	
帯等を設置するなど、敷地の状況によって工夫をす	縦格子間隔を狭める。③バルコニー手すり	
ることとしている。	部分に啓発看板を設置する。④入居説明会	
しかし、本工事では南棟のバルコニーは南側の道	時に取扱い説明を行う等の対策を講じる。	
路からの距離が約 1.3mの位置にあるが, 防護庇を設	今後の住宅設計に際しては、建物と屋外	
けるなど,道路側への落下物防止措置については特	通路との離隔距離を確保することを第一	
に行われていない。	に、離隔距離が確保できない場合の通路や	
落下物防護庇は, 法令等で設置を義務付けられて	出入り口部分には落下防護庇を設置する。	
いるものではないが、高層住宅の建設にあたっては、	また、落下物を生じさせにくいバルコニー	
建物の配置や構造上の工夫、落下物防護庇の設置等	手摺壁の仕様とするなど、複数の対応の組	
により、道路上への落下物の防止についても配慮す	み合わせにより落下物防止対策を徹底す	
るよう要望する。	る。	
(都市計画総局住宅部住宅整備課)	以上、平成 25 年 8 月 28 日の建設係会議	
[No.15 (仮称)小寺住宅建設工事]	にて全員に周知徹底を図り、さらに、平成	
	25年9月26日の建設係会議において再確認	
	を行い徹底を図った。	

## みなと総局

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見·要望		
イ 道路照明の計画(計画)		
本工事で設置された道路照明灯の一部は、バス停	対象となる歩道の舗装整備等を平成25年	措置済
付近を照らすように設置され、また道路照明灯への	9月23日までに実施した。	
電力ケーブルは歩道内の地中に埋設されているた	今後、照明灯の配置計画についても、照	
め、路面復旧においてアスファルト舗装を行ってい	度のみならず歩行者の動線にも配慮してい	
る。	く事とした。	
しかし、最も歩行者の動線として重要な交差点ま		
での道路照明の計画がされていなかった。また, 交		
差点からバス停方向へ舗装の一部が未舗装のままと		
なっていた。		
歩行者のためにも早急にあわせて整備されるよう		
要望する。		
(みなと総局技術部工務第1課)		
[No.39 ポートアイランド(第2期)南ふ頭道路照明設備工		
事(その12)]		

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見·要望		
ウ スロープの手すりの設計(設計)		
「兵庫県福祉のまちづくり条例」では、高齢者等	手すりの形状や連続性で、スロープを利	措置済
が利用する傾斜路には、高さ75~85 cm程度の握りや	用するすべての人にとって握りやすく利用	
すい位置に手すりを設けるとの基準を定めており,	しやすいものとすべきところの認識、配慮	
本市では「神戸市住宅建設工事設計基準」に基づき、	が不足していた。	
市営住宅の共用部分にスロープを設置する際には,	今後の住宅設計に際しては、スロープに	
移動補助用の手すりを設けている。	は握りやすい形状の手すりを両側に設置	
しかし、以下の工事ではスロープを上りきった平	し、平坦部も手すりを連続させる。	
坦部で手すりが途切れているものや, 笠木部分を手	以上、平成 25 年 8 月 28 日の建設係会議	
すりとしているが、手すりとしては握りにくいもの	にて全員に周知徹底を図り、さらに,平成25	
など、実際に利用する上では使いにくい設計となっ	年9月26日の建設係会議において再確認を	
ているものが見られた。	行い徹底を図った。	
市民のだれもが使いやすい施設とするという視点		
から,手すりの設計基準について再検討し,さらに		
バリアフリー化を推進していくことを要望する。		
① スロープ部分には2段手すりを設置している		
が、スロープを上りきった平坦部で手すりが途切		
れているもの		
(都市計画総局住宅部住宅整備課)		
[No.22 ひよどり台住宅 62·65 号棟スロープ設置工事]		
② 笠木部分を手すりとしているが、手すりとして		
は握りにくいもの		
(都市計画総局住宅部住宅整備課)		
[No.18 寺池住宅 1・2 号棟耐震改修及びエレベーター昇降		
路建設工事]		

意見・要望の概要	措置内容	措置状況
6. 意見·要望		
エ 請負契約審査会への適切な付議(契約)		
本市では請負契約事務の公正かつ的確な執行を確	平成25年9月24日から9月27日にかけ	措置済
保するため、請負契約審査会が設置されており、変	て各所属で研修を行い、変更予定金額を早	
更契約について一定の要件に該当する場合は, 同審	期に把握し、請負契約審査会へ適切に付議	
査会に付議しなければならない。また,審査会の取	するように周知徹底した。	
扱いとして, 実際の契約において審査会で可決され	あわせて今後は、監督員が打合簿で変更	
た金額や工期が上限となり、これを超える場合は再	金額を管理するとともに、新たに設計担当	
度審査会に付議することとしている。	者も週間工程表備考欄に記載されている最	
しかし、以下の工事では審査会への付議が適切に	新の変更金額を確認するように,職員へ周	
行われていなかった。	知徹底した。	
変更予定金額を早期に把握し、適切な時期に審査	さらに,平成 25 年 11 月 21 日に変更契約	
会に付議するよう要望する。	の適正な手続きについて,文書にて職員へ	
① 変更予定金額の把握が遅れたため、審査会への	周知徹底した。	
議案提出が行えずに契約変更を行ったもの	(指摘された垂水センターは9月25日に,	
(水道局垂水センター)	西部センターは9月26日に所属内研修を実	
[No.51 垂水(塩屋町)配水管取替工事その 2 鋳鉄管	施)	
製造]		
② 設計変更について審査会へ付議していたが、審		
査会の可決金額を超えて変更契約を行ったもの		
(水道局西部センター)		
[No.48 須磨(白川台他)配水管新設取替工事]		

### みなと総局

意見の概要	措置内容	措置状況
6. 意見・要望		
オ 舗装の品質管理(施工)		
神戸港における港湾道路の仕様については「アス	本工事のアスファルト試験については,	措置済
ファルト舗装要綱」((社)日本道路協会)に基づき築	平成 25 年 8 月 12 日に 3 箇所採取を行い,	
造されている。	品質管理としての密度の確認を行った。	
しかし、本工事では重量車両のコンテナ車等の通	今後, 舗装面積が 500 ㎡を超える場合は,	
行の多い荷役用地において、電力ケーブルの埋設を	別件土木工事で発注を行い, また 100 ㎡を	
行うために広範囲の掘削から路面舗装までを行って	超える場合には、設備工事であっても土木	
いたが、設備工事であったため舗装の品質管理が不	工事の仕様・検査等を仕様書に追加記載し	
十分であった。	て,適切な品質管理を行っていく事とした。	
重量車両のコンテナ車等の通行の多い路面舗装		
は、品質管理が重要であるので、設備工事の路面舗		
装においても,舗装面積の規模や車両通行量等,総		
合的に判断し「土木工事施工管理基準」等を用いて		
適切な品質管理を行うよう要望する。		
(みなと総局技術部工務第1課)		
[No.38 ポートアイランドD バース電源設備改修工事]		

意見・要望の概要	措置内容	措置状況
6. 意見·要望		
カ 消防用設備等の故障対応(維持管理)		
水道局では,定期点検の結果,不具合が発見され	職員の施設・設備の適切な維持管理の意	措置済
た場合、各施設の管理者が修繕等を行うこととして	識を高めるように、平成25年9月2日に局	
おり、北区の施設において自動火災報知設備の故障	内の防火管理者、若しくはそれに準ずるも	
が発見され、改修を行った。	のに対して全体研修を実施し,各所属で周	
しかし、関係各課との調整に時間を要し故障の把	知するよう徹底した。	
握から契約までに約3.5ヶ月,履行確認までに約4.5	さらに,平成 25 年 10 月 21 日に消防用設	
ヶ月を経過しており、その間、自動火災報知設備が	備等の速やかな改修について、文書にて職	
作動しない状態であった。	員へ周知徹底した。	
法令に基づき設置している消防用設備等は関係各	また、今後、年度当初の管理職会議にお	
課が協力し、速やかな改修が行えるよう要望する。	いて、その責務を確認することとした。	
(水道局事業部北センター)		
(水道局経営企画部財務管理課)		
[No.78 各所消防設備他点検整備(その 1)]		